資料１－２

議員提出による条例提案のルールについて

H24.11.2 代表者会
資料に使用されたもの

○会派等による条例案の検討
○超党派による研究会等による条例案の検討

↔

○議会事務局

・情報提供
・現状及び関連施策の説明

○市担当課
○総務課

↓

条　例　案　の　作　成

↓

議会内周知（情報提供）

↓

各会派との意見交換

議会事務局や市側との調整
○議会事務局
・形式的な整文を行う。
・必要に応じて民間法令審査機関を紹介する。
○市側
・最終意見を述べる。
・可決成立が見込まれるもので、市側が当該条例の必要性を認めたものについては法令審査を行う場合もある。

↓

市民への意見公募（パブリックコメント）の実施

↓

提案者による意見集約／条例案の再検討・修正

↓

議会運営委員会に議案として上程（定例会１週間前）